

(仮称) 北仲通北地区 B-1 地区新築工事  
環境影響評価書

令和 5 年 7 月

東急不動産株式会社  
京浜急行電鉄株式会社  
第一生命保険株式会社



## はじめに

横浜市による「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」(横浜市、平成 27 年 2 月)では、北仲通地区が属する関内・関外地区の他、東神奈川臨海部周辺地区、横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、山下ふ頭周辺地区の都心臨海部 5 地区をつなぐ「みなと交流軸」の形成と「地区の結節点における連携強化」を重点項目とし、都心臨海部 5 地区の一体的なまちづくりにより、港とともに発展する横浜ならではの都心形成を目指すとしています。

対象事業が実施されるべき区域(以下、「対象事業実施区域」といいます。)が位置する北仲通地区は、新たな開発により都市機能の集積が進む“みなとみらい 21 地区”と、古くからの中心市街地である“関内地区”の結節点に位置し、都市計画道路栄本町線や都市高速鉄道みなとみらい線の開通にあわせて、再開発等により横浜都心部にふさわしい機能の集積を図り、歴史的資産の保全・活用や水辺のプロムナードの整備等、魅力ある都心づくりを進めている地区です。

また、北仲通地区は、「関内・関外地区活性化ビジョン」(横浜市 関内・関外地区活性化協議会、令和 2 年 3 月)で示されているまちづくり方針である、持続的なにぎわいと活力づくり、回遊性を高める基盤づくり、誰もが安心できる環境づくりと連続性をもった拠点として発展することが期待されています。

さらに、北仲通地区の都市計画道路栄本町線を挟んだ北側の北仲通北地区は、都心部の新しい拠点にふさわしい土地利用の実現と、シンボル性の高い景観形成、にぎわいの創出を目的に、「北仲通北再開発等促進地区地区計画」(横浜市、令和 2 年 9 月最終変更)(以下、「地区計画」といいます。)として平成 19 年 10 月に策定され、その後、東日本大震災以降の防災対策への社会的要請の高まりや、都市再生緊急整備地域への指定等を受け、逐次地区計画が見直されてきました。

このような立地特性と、当該地区の横浜市のまちづくり方針を踏まえ、「(仮称)北仲通北地区 B-1 地区新築工事」(以下、「本事業」といいます。)では、北仲通北再開発等促進地区地区計画区域の B-1 地区において、今後の横浜の国際競争力強化に資する魅力的な業務機能、商業機能及び都心型住宅機能を有する多機能複合施設を新設し、水際のにぎわいを演出する水辺に開かれた魅力的な外構空間を生み出すとともに、北仲通地区及び都心臨海部に調和し、群としてまとまりのある横浜らしい品格のある眺望景観を形成することにより、まちづくりに貢献する事業を進めます。

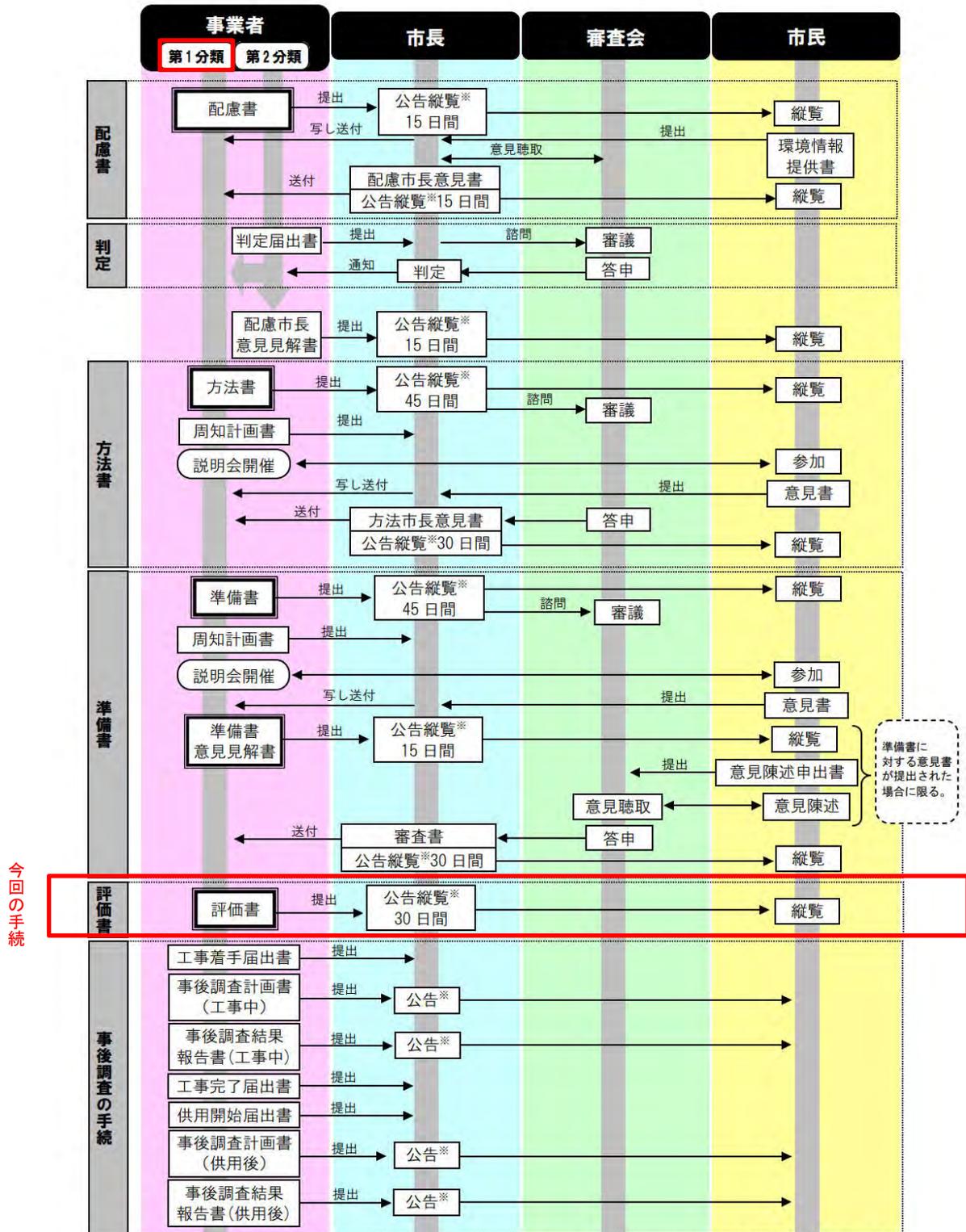
この図書は、本事業が「横浜市環境影響評価条例」(平成 10 年 10 月横浜市条例第 41 号)の第 1 分類事業に該当する高層建築物の建設事業であることから、同条例に基づき「(仮称)北仲通北地区 B-1 地区新築工事 環境影響評価書」(以下、「評価書」といいます。)として取りまとめたものです。

今後、事業を進めていくにあたり、環境影響評価の手続きの中で、横浜市から送付された配慮市長意見書、方法市長意見書及び審査書の内容を踏まえつつ、環境に配慮したより良い事業を進めていきたいと考えています。

評価書提出までの環境影響評価手続き経緯一覧

	項目	日付	備考
計画段階配慮書手続	提出	令和3年8月13日	
	公告	令和3年9月3日	
	縦覧	令和3年9月3日～9月17日	縦覧期間：15日間
	環境情報提供書の受付	令和3年9月3日～9月17日	環境情報提供書：0通
	計画段階配慮書に係る環境影響評価審査会（1回目）	令和3年9月15日	会場：横浜市庁舎
	計画段階配慮書に係る環境影響評価審査会（2回目）	令和3年10月11日	会場：横浜市庁舎
	配慮市長意見書の送付	令和3年11月12日	
	配慮市長意見書の公告	令和3年11月15日	
	配慮市長意見書の縦覧	令和3年11月15日～11月29日	縦覧期間：15日間
環境影響評価方法書手続	提出	令和4年1月25日	
	公告	令和4年2月15日	
	縦覧	令和4年2月15日～3月31日	縦覧期間：45日間
	意見書の受付	令和4年2月15日～3月31日	意見書：4通
	環境影響評価審査会（1回目）	令和4年2月28日	会場：横浜市庁舎
	説明会の開催	令和4年3月11日（平日） 3月12日（休日）	会場：神奈川中小企業センタービル
	環境影響評価審査会（2回目）	令和4年3月29日	会場：横浜市庁舎
	環境影響評価審査会（3回目）	令和4年4月28日	会場：横浜市庁舎
	環境影響評価審査会（4回目）	令和4年5月31日	会場：横浜市庁舎
	環境影響評価審査会（5回目）	令和4年6月13日	会場：横浜市庁舎
	方法市長意見書の送付	令和4年6月27日	
	方法市長意見書の公告	令和4年7月15日	
	方法市長意見書の縦覧	令和4年7月15日～8月15日	縦覧期間：32日間
環境影響評価準備書手続	提出	令和4年10月14日	
	公告	令和4年11月4日	
	縦覧	令和4年11月4日～12月19日	縦覧期間：46日間
	意見書の受付	令和4年11月4日～12月19日	意見書：9通
	環境影響評価審査会（1回目）	令和4年11月7日	会場：横浜市庁舎
	環境影響評価審査会（2回目）	令和4年11月30日	会場：横浜市庁舎
	説明会の開催	令和4年12月2日（平日） 12月3日（休日）	会場：神奈川中小企業センタービル
	環境影響評価審査会（3回目）	令和5年1月12日	会場：横浜市庁舎
	準備書意見見解書の提出	令和5年2月3日	
	公告	令和5年2月24日	
	縦覧	令和5年2月24日～3月10日	縦覧期間：15日間
	意見陳述の申出	令和5年2月24日～3月10日	0通
	環境影響評価審査会（4回目）	令和5年3月2日	会場：横浜市庁舎
	環境影響評価審査会（5回目）	令和5年3月27日	会場：横浜市庁舎
	環境影響評価審査会（6回目）	令和5年4月27日	会場：横浜市庁舎
	審査書の送付	令和5年5月15日	
	審査書の公告	令和5年6月5日	
	審査書の縦覧	令和5年6月5日～7月4日	縦覧期間：30日間

# 「横浜市環境影響評価条例」の手の続の流れと評価書の段階



出典：「横浜市環境影響評価条例の手の続の流れ」

(横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課ホームページ、令和5年4月閲覧)

